

加西市立図書館資料収集方針及び選定基準

(趣旨)

この収集方針及び選定基準は、加西市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

加西市立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として、同法第2条に規定する「教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的とする」施設であり、そのための資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」の趣旨を尊重し、すべての市民へのサービス提供に努めるため、次の各号に掲げることに留意し、効率的な収集を行う。

- 1 資料収集にあたっては、体系的、計画的に収集する。
- 2 資料は、信頼性の高い資料を中心にさまざまな分野から幅広く収集する。
- 3 加西市として特色ある資料構成を図るため、重点化した資料収集を行う。
- 4 資料は、著者の思想的、党派的立場等にとらわれることなく収集する。
- 5 対立する意見のある資料は、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 6 図書館員個人の関心や好みによる収集をしない。
- 7 資料は、迅速に利用者に提供できる方法で収集する。
- 8 専門性の著しく高い資料及び高価な資料は、県立図書館等の相互貸借を有効に活用する。

(収集資料の種類)

収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- 1 図書類（単行本、新書、文庫、全集、辞書、事典、地図帳、絵本、大活字本、外国語図書等）
- 2 逐次刊行物（新聞、雑誌、年鑑、年報、紀要、白書等）
- 3 視聴覚資料（CD、DVD等）
- 4 電子書籍
- 5 その他の図書館資料（視覚障害者用資料、紙芝居、パンフレット類等）

(選定基準)

種類別資料の選択収集にあたっては、次の各号に掲げる基準に基づいて収集に努める。

1 図書

(1) 一般図書

- ① 全分野に渡り、基本的・入門的なものを中心に、幅広く収集する。（専門書を省く）
- ② 文化的、経済的、社会的に新しい興味をいだくような資料を収集する。
- ③ 利用が多く見込まれる小説・実用書などを中心に、市民のニーズや年齢層、地域の特色を考慮して収集する。
- ④ 単行本を中心に、新書、文庫など利用者のニーズに応じて多様な形態の資料を収集する。
- ⑤ 洋書は、必要に応じて適宜収集する。
- ⑥ 原則として、学習参考書・各種試験問題集、図書館資料としてふさわしくない資料、

その他館長が不相当と認める資料などは収集しない。

(2) 児童書

- ① 乳幼児から小学校高学年程度を対象とした資料を収集する。
- ② 児童の想像力を高め、豊かな心を育てるような資料を収集する。
- ③ 児童が、それぞれの年齢に応じて、読書の楽しみを発見できるような資料を収集する。
- ④ 長く読み続けられている読み物や絵本など、普遍的な価値のある資料とともに、児童のニーズに応じた新刊書を収集する。
- ⑤ 調べ学習に役立つ参考図書を収集する。
- ⑥ 絵の表現や物語の構成に優れた紙芝居を収集する。
- ⑦ 絵本は、資料の内容とともに、装丁、絵、色彩、形態などにも考慮して収集する。
- ⑧ 普遍的な価値のある資料、利用の多い資料については、複本収集に努める。

(3) 青少年図書

- ① 10代から20代前半までのいわゆるヤングアダルト世代向けの資料を収集する。
- ② 青少年が興味を持つ資料や、新鮮な情報を扱った資料を中心に収集する。
- ③ 青少年の健全育成に役立つ資料を積極的に収集する。

(4) 参考図書

- ① 辞書、百科事典、図録、年鑑、便覧、書誌、目録、索引など、市民の日常の調べ物に参考となる資料を幅広く収集する。
- ② さまざまな分野にわたって、学術的、書誌的に価値があるものを収集する。
- ③ 常に最新の資料を継続して収集する。

(5) 郷土・行政資料

- ① 加西市及び兵庫県内に関する資料を積極的に収集する。
- ② 加西市に関する資料については、図書、新聞、雑誌、パンフレット、地図、写真等、多様な形態の資料を可能な限り収集する。
- ③ 郷土・行政資料については、保存分も含め、できるだけ複本収集に努める。

2 逐次刊行物

- ① 雑誌は、各分野における代表的な雑誌を中心に幅広く収集する。専門誌、娯楽誌等については、必要性及び利用度を考慮して収集する。
- ② 新聞は、全国紙をはじめ、地方紙、スポーツ紙、タウン紙、専門（工業・産業）紙、英字新聞、学生新聞、点字新聞等、幅広く収集する。
- ③ その他の資料については、できる限り継続収集する。

3 視聴覚資料

- ① 各ジャンルにおいて普遍的に価値の高い資料を幅広く収集する。
- ② 普遍性と将来性を考慮して、収集する資料の形態を判断する。
- ③ すべての年代の利用者に対応できるように収集する。

4 電子書籍

- ① 文字の拡大や音声読み上げ機能がついた資料を積極的に収集する。
- ② 外国語等の学習に効果的な機能を持つものを収集する。

- ③ 紙媒体では収集しないこととしている学習・資格参考書、問題集及びテキスト類等、書き込みの恐れがないため収集可とする。
- ④ 加西市に関わる郷土資料、行政資料のなかで電子化することができるものを収集する。
- ⑤ 情報の変化が激しい、パソコン・通信・法律・政治経済等の資料は、期間限定コンテンツでの購入を優先する。
- ⑥ 子どもの読書意欲を向上させ、読書習慣の定着につながる資料を収集する。
- ⑦ 利用者からの関心が多く、紙媒体の資料の複本として提供できるものを収集する。

5 その他の図書館資料

- ① 点字資料、DAISY資料、パンフレット、地図、楽譜等も利用者のニーズに応じて収集する。

(特色ある資料の収集)

地域の特性を考慮して、次の各号に掲げることに留意し、特色ある資料収集に努める。

- 1 児童サービス向上のため、児童書・絵本は積極的に収集する。
- 2 加西市のまちづくりの基本目標である「花と緑」に重点を置き、植物、園芸、ガーデニング等の分野は、ある程度専門的な資料も含めて幅広く収集する。
- 3 商業ビル内という立地条件を踏まえ、視聴覚資料をはじめ、利用者ニーズの高い生活や娯楽に関連する資料を数多く収集する。

(資料の選定)

資料の選定にあたっては、公共図書館としての立場を認識し、市民のニーズと関心を満たすことができるよう、資料情報について十分な知識を持ち、適正な収集に努めるものとする。

資料の選定にあたっては、公正妥当な収集を期するため、資料係を中心に選定を行った後、館長が決定する。

(資料収集の範囲及び方法)

資料収集は、国内で刊行された資料を中心とする。

資料の収集方法については購入を原則とするが、寄贈、寄託、交換、複製等も必要に応じて活用し、貴重かつ必要な資料が広範囲に収集できるよう努める。但し、寄贈については、郷土資料を主に収集する。

(資料要望への対応)

利用者からの資料要望は、リクエストとして受け付ける。その処理については、購入、又は他館からの借り入れ等、総合的に対処し、できるだけ要望に添えるよう努める。購入に関しては、収集方針及び選定基準に基づき、年度予算を考慮して行う。ただし、逐次刊行物、視聴覚資料及び電子書籍については、リクエストを受付けない。

(除籍及び補充)

常に質の高い新鮮な資料構成を維持するため、内容が古くなり資料的価値がなくなったもの、汚・破損により利用に供せない資料等については、別に定める除籍基準に基づき資料の除籍を行う。

除籍した資料のうち、基本的資料または利用度の高いものは、新たに収集し補充する。

(委 任)

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が定める。

附 則

この方針は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年3月1日から施行する。